また、現道区間には、大型車同士の離合が困難な線形不良箇所が存在しており、対向車の通過待ちのため、交通渋滞が頻繁に発生している。

特に白方跨線橋付近では、通勤時間帯に最大で280mの渋滞長を確認しており、渋滞により停車した車両への追突事故も発生している。渋滞による速度低下により、自動車交通の定時性が確保されず、自動車の安全かつ円滑な交通も阻害されている状況にある。

さらに、本路線は大規模災害時における物資や緊急車両の通行を確保するための緊急輸送道路に指定されており、大規模災害時の防災拠点となる詫間港へのアクセス道路として、被災直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するネットワーク路線としての役割が求められているが、現道区間終点側は切り立った長大法面が連続しており、平成５年には豪雨による法面崩壊が発生し３ヶ月間の通行規制が実施され、平成22年には落石が通行車両に直撃する事故も発生している状況である。

本件事業の完成により、線形が良好なバイパスが整備されることから、自動車交通の所要時間の短縮及び定時制の確保が図られることが認められる。また、現道区間の通過交通がバイパスに転換されることにより、現道区間の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気質について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に指定されている鳥類のオオタカ、環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているサシバ、準絶滅危惧に指定されているハチクマ及びミサゴが生息する可能性があるため学識経験者にヒアリングを行った結果、オオタカ、サシバ、ハチクマについては営巣の可能性は少なく、ミサゴについては営巣の可能性はあるが、内陸部で生息出来る適応能力があることから本件事業の施行による影響は少ないとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、既に発掘調査を完了しており、記録保存の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道区間の混雑を緩和するとともに、線形の良好な道路を整備し安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路をバイパス及び現道拡幅により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は平成16年５月17日付け香川県告示第361号で都市計画変更された中讃広域都市計画道路３・３・401見立堀江線と切土法面箇所を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道区間は車道幅員が狭く、自転車歩行者道の整備がされていないため歩行者等が危険にさらされており、また、線形不良箇所では通勤時間帯に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、丸亀市長を会長とする臨海産業道路整備促進期成会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　香川県仲多度郡多度津町役場

○北海道開発局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
町二北海道字二〇三雨竜郡秩父別町字美馬牛一一番一五一〇番から同一五一番まで地先	後	B・A・C 一一・二メートル	一一・五六キロメートル	い示は上記A・B・Cを表す。
	前	B・A 一二・四メートル C 一二・六メートル	一一・五六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
町北海道字本町町幌泉郡三三五一番一地先から同八番一地先まで	後	一二・六メートル 一二・七メートル 五五メートル 一三・七メートル	〇・〇キロメートル 〇・〇メートル 三三メートル 四四メートル	
	前	八・〇メートル 四〇メートル		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部